

令和6年2月21日

荻田町長 遠田 孝一様

荻田町新庁舎建設検討委員会  
委員長 長 聡子

### 荻田町新庁舎建設基本構想案について（答申）

令和5年9月29日付け5荻財第679号で諮問のあった、荻田町新庁舎建設基本構想について、下記のとおり答申します。

#### 記

##### 1 協議概要

本委員会は、荻田町新庁舎建設検討委員会条例に基づき、新庁舎の建設に関する基本的事項について検討及び協議するために設置され、令和5年9月29日に諮問のあった荻田町新庁舎建設基本構想（以下「基本構想」という。）について3回の会議を開催しました。その中では、町民等の意見等を調査、検討した上で、本庁舎の現状と課題、新庁舎整備の基本方針、新庁舎の必要規模に基づいた建設位置について、専門的な見地や、庁舎を利用する町民や各種団体の視点から慎重に協議を重ねました。

##### 2 答申内容

本委員会において大きな論点となった新庁舎の建設位置については、新庁舎整備の基本方針に沿った3つの視点や10つの評価項目から多角的に評価、検討を行い、「現庁舎敷地」を選定しました。

また、新庁舎の他の公共施設との複合化について検討を行い、三原文化会館、歴史資料館、小波瀬水防倉庫、失業対策事業詰所・勤労者休憩所、土地区画整理事務所の5つの公共施設と複合化する方向性を示しました。

そのうえで、別添の荻田町新庁舎建設基本構想案のとおりに答申します。なお、その推進にあたっては下記の意見を申し添えます。

- (1) 本庁舎は、災害時にも行政機能を維持するために、施設躯体のみならず非構造部材や設備機器を含めた耐震性の確保が必要となりますが、現庁舎は十分ではありません。また、建設位置として設定した現庁舎敷地は埋蔵文化財包蔵地であり、事業スケジュールへの影響が懸念されます。このため、早急かつ円滑な事業スケジュールを望みます。
- (2) 新庁舎の町内他施設との複合化や、庁舎内の必要機能や必要規模については、今後、具体的かつ詳細な検討を行います。